

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	総務部会計課、広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、山県警察署、呉警察署、広警察署、江田島警察署、東広島警察署、竹原警察署、福山東警察署、福山西警察署、福山北警察署、尾道警察署、三原警察署、府中警察署、三次警察署、庄原警察署、安芸高田警察署、世羅警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理警察署、3 受理交番等、4 取扱職員、5 受理区分、6 受理年月日、7 受理時間、8 拾得物・埋蔵物区分、9 遺失者判明区分、10 拾得年月日、11 拾得時間、12 拾得場所、13 届出者区分、14 拾得者氏名等告知同意区分、15 拾得者氏名・住所・連絡先、16 施設占有者交付受理年月日、17 施設占有者交付受理時間、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 提出先警察署、20 保管場所区分、21 施設占有者物件整理番号、22 特例施設占有者の保管物件の保管場所名称・所在地・連絡先、23 拾得者権利区分、24 施設占有者権利区分、25 拾得者物件受領期間、26 物件（現金・物品）、27 帰属予定年月日、28 払出区分、29 払出年月日、30 遺失受理番号、31 施設占有者届出書区分、32 注意物件区分、33 注意日
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示等請求を受理する組	（名 称）

織の名称及び所在地	広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）	
	（所在地）〒730-8507 広島市中区基町9-42	
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）	
	（所在地）〒730-8507 広島市中区基町9-42	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		